

國學院大學學術情報リポジトリ

Sakamoto Toshiatsu's Educational Reforms at the Navy War College During the First Sino-Japanese War and the Russo-Japanese War

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2023-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: Yamaguchi, Masaya メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00000636

日清・日露戦間期における 「海軍大学の父」坂本俊篤の教育改革

山口昌也

はじめに

日清戦争後、軍務局長（のち海相）山本権兵衛は、海軍経営を海相西郷従道からゆだねられ、最新鋭の軍艦などを整備するとともに、海軍大学校（以下、「海大」とする）の教育改革を志向した。そして、のちに「海軍大学の父」と称せられる坂本俊篤に教育改革を任せる。^①海大は、坂本の改革案をもとに、甲種学生や選科学生などの諸課程を新たに有し、終戦までつづく全海軍の戦術、戦略、軍政を研究する中心となった。^②

唯一、坂本の教育改革を正面から検討した北川敬三の研究によれば、この教育改革は、国際的な海大変革と連動し、旧来の幹部士官の補習教育から戦争を総合的に理解させる新教育へという潮流に沿って行われた。そして、これにより誕生した甲種学生において、その新教育が実施されたという。^③もともと北川は、甲種学生以外の課程を検討していない。陸軍大学校と比較検討した熊谷光久などの海大研究も、甲種学生が焦点である。^④百瀬孝が、「エリート養成の意味があったのは甲種学生であり、普通、海軍大学校とか海大卒というときにはこれを指す」としたように、海大研究では「海大Ⅱ甲種学生」が通説とされてき

た。⁽⁵⁾ 高橋秀典の研究は、甲種学生ではなく、選科学生に注目したものの、その誕生（明治三十年）から大正九年入学までにおける甲種・選科の将官進級者数の統計比較と、昭和期海軍中樞の役職就任者の経歴とをもつて、選科修了者が「傍流」あつかいされていたと結論している。⁽⁶⁾ 結局「海大Ⅱ甲種学生」とする通説に変わりに。

ところが、教育改革がおこなわれていた明治三十年から三十六年までの入学者に限っていえば、将官進級者数は、甲種十四名（二十四名中）、選科十二名（二十一名中）と大きな違いがない。⁽⁷⁾ この選科十二名には、のちの海相八代六郎も含まれていた。⁽⁸⁾ 坂本の教育改革は、通説ではとらえられない新たな一面があるのではないか。

よって本稿は、選科学生に関する坂本の観点から、日清・日露戦間期における海大の教育改革を考察し、新たな改革の一面を明らかにしていく。第一に、坂本の改革案から甲種・選科がそれぞれ何を求められていたか比較検討し、坂本の選科設置の意図を明示する。第二においては、海大が軍務局に管轄されていた時期の選科学生における学修の実態について、第三では、明治三十三年に教育本部が発足して以降の学修の実態について分析していく。

一 坂本俊篤の選科設置の意図

明治二十七年七月、日清戦争が勃発。日本は清国に勝利し、清国からの遼東半島割譲が取り決められたものの、二十八年四月、露・独・仏の三国は日本に対し遼東半島の清国への返還を求め、翌五月日本は三国の要求に応じる。この三国干渉の衝撃は藩閥・民党の別を問わず、国家をあげて日本の国力不足と国際政治が軍事力の強さに左右される優勝劣敗の世界を再認識させた。⁽⁹⁾ 第二次伊藤博文内閣は自由党と提携し、海軍軍拡を推進していく。

同じ頃、欧米列強における海大教育の潮流は、科学技術の革新に伴う幹部士官の補修教育から、戦争の総合的な理解のため幅広い科目を修学する高級指揮官・参謀の養成教育へと移りつつあった中で、日本の海大は前者の補習教育に該当していた。⁽¹⁰⁾

かかる戦後情勢の中、海相西郷従道は軍務局長山本権兵衛（二十八年三月就任）に、「将来に対する国防方策の樹立及其他の施設の実行に關し」内訓する。山本は、艦隊整備を急務とした一方、「士官の養成に就ては大学校の規模を進め兵学校其他の教育機関にも改良を加うる事」と海大の教育改革などを視野

に入れた諸方策を西郷に具申した。⁽¹¹⁾そして、山本はこの改革を坂本俊篤にゆだねたのであった。甲種学生第一期生の鈴木貫太郎は回想して、坂本は「兵学寮同級出身の山内万寿治、齋藤実阿氏と共に海軍界の三秀才を以て称へられ、山本権兵衛先輩は早くに既に此三名に着目して、山内は技術方面を、坂本は教育を、齋藤は行政を担任し、三人で我邦海軍の根幹を負ふて立てと言はれたものであった」、⁽¹²⁾としている。

三十年、坂本は軍務局長山本に改革案を提出する。坂本は改革案の中で述べて、現状における日本の海大教育は、砲術・水雷術・航海術といった術科を教授しているに過ぎず、さらには、砲術・水雷術練習所の教育と重複し教育の関連を妨げている。

そして、今後日本の海大教育においては、戦時において艦隊や兵員を指導するに必要な砲術・水雷・機関など戦術に関わる「戦術戦略」系科目のみならず、軍事に関する行政事務に必要な「軍政ノ組織並ニ国際公法・海上公法」などの「軍務軍政」系科目をも「講習」させる、とした。⁽¹³⁾

つづいて、新設課程に関して、甲種学生は「海軍大尉中才学出群気節アツテ統裁ノ器量アルモノハ之ヲ抜シテ海軍大学ニ入学セシメ凡ソ十八ヶ月ヲ以テ海陸用兵ノ要訣ト軍政区処ニ必要ナル法学ノ一部ニ就テ修養」し、⁽¹⁴⁾「将来枢要ノ職ヲ執リ高級指

揮官タルノ人材ヲ養成スル処」とする。⁽¹⁵⁾

一方、「海軍大学校ニ海軍佐官並ニ大尉ノ選科学生ヲ設置」した。⁽¹⁶⁾「才学発達ニ望ミアル將校ヲシテ其ノ抱負ノ才学ヲ發揮セシムルノ機会ヲ得セシムルカ為」、待命休職者に限られた旧海大課程「選科生」の入学資格の範囲を「寛宏ニシテ少佐大尉中学識実践共ニ豊富ナル人材ヲ待テ海軍学術界ニ驥足ヲ伸ス」。⁽¹⁸⁾選科学生は、「情願ヲ以テ自己ノ選択スル処ノ学術ヲ修ムル処ノ学生」とし、⁽¹⁹⁾「凡一箇年」研究、学期末に「著作」すなわち修了論文を海大校長に提出する。そして、校長はその提出された「著作」を委員に審査させた後、その審査結果と意見をつけて海相に提出する、とした。⁽²⁰⁾

以上のように、坂本は改革案において、選科学生に対し、「戦術戦略」と「軍務軍政」の各分野を平均的に理解させる甲種学生とは対照的に、豊かな学識と実践経験に裏打ちされた学術の専門的研究を求める。坂本の選科設置の意図とは、「其ノ抱負ノ才学ヲ發揮セシムルノ機会ヲ得セシムルカ為」、すなわち学生に得意分野や関心事項を専門的に学術研究させ、ひいては「海軍学術界ニ驥足ヲ伸ス」というように、海軍部内における特定分野の専門家の養成であったといえよう。そしてその入学資格から、決して甲種学生に劣らないばかりか、少佐まで資格範囲

を広げているように、むしろ甲種学生よりも実践経験の豊富さを要求している。通説とは異なり、坂本は、選科学生を決して甲種学生に対し「傍流」課程としたのではなく、甲種学生とは対照的な指導者教育の一課程として設置したと指摘できよう。

二 軍務局管轄期の選科学生

坂本の改革案に基づき、三十年九月、海軍大学校条例など関連諸法規が相次いで改正される。同年十一月、坂本は軍務局軍事課課僚兼任で海大教頭心得に就任。海大の主務局は軍務局である。⁽²²⁾十二月、外波内蔵吉・伊藤乙次郎（海軍兵学校首席）が選科学生に入学する。⁽²³⁾

坂本は、外波と伊藤の国際法講義聴講について東京帝国大学（以下、「帝大」とする）に照会した（月日不明）。そして、十二月十七日同書記官より、認可の見込みゆえ、海軍次官から帝大総長あての「公文」にて照会してほしい、との回答を得ている。⁽²⁴⁾当時の帝大国際法講座は、日本人初の国際法専攻学者である寺尾亨が担当していた。⁽²⁵⁾帝大からの回答を受け、十二月二十日、海軍次官伊藤傳吉は帝大総長外山正一あてに聴講認可を照会、二十二日総長外山は認可した。⁽²⁶⁾

三十一年一月、第三次伊藤博文内閣が発足し、海相西郷・次官伊藤・軍務局長山本は留任した。三月、清国から独国は膠州湾を、露国は大連と旅順をそれぞれ租借する。さらに露国は、この年から六年間におよぶ大規模な軍艦建造にふみきり、東洋艦隊の勢力拡張を企図した。⁽²⁷⁾東アジア情勢は緊迫の度合いを増しつつあった。

四月、木村浩吉・野間口兼雄ら四名が入学した。⁽²⁸⁾木村は「行政法学」について「他校ニ於テ」研究を志望していたものの、「他校」への照会が遅れる。この頃坂本は、三月末からおよそ一カ月間、肺炎のため転地療養しており、木村が帝大での聴講志望の旨を上申ししたのは入学から翌月の五月十八日であった。⁽²⁹⁾二十日、校長東郷平八郎は海相西郷に木村の聴講許可を求める。

同日、次官伊藤は帝大総長菊池大麓に木村の聴講認否を照会、総長菊池は聴講を認可する。⁽³⁰⁾当時の帝大行政法講座は、法学者の穂積八束と一木喜徳郎が憲法講座兼任で担当していた。⁽³¹⁾坂本の指導により、伊藤・外波につづき、木村も帝大専門学者の講義を聴講することになったのであった。

七月三十日、野間口は校長東郷に対し「陸軍砲工学校教科聴講致度儀二就キ願」を提出、即日東郷は海相西郷に「学生教科聴講之義ニ付具申」した。⁽³²⁾東郷はこの具申の中で、野間口の聴

講願は「最モ必要ノ志望ト被認候条御認可相成度。尚砲工学校本期ノ課程ハ来三十三年五月ノ交ニ於テ終了候筈之由ナレバ同校課程ノ模様ニ依リ同時期迄本校ニ滞学ヲ許可スルノ必要可有之ト存候ニ付、此段予メ御認可相成候様致度具申仕候也」といふ。具中は認可されたとみえ、八月四日、次官伊藤は陸軍次官中村雄次郎に対し野間口の聴講認否を照会、同月十三日次官中村から「參校差支無之」との回答をうけ、十六日、野間口は砲工学校の「課程終了迄其校滞学セシムヘシ」と認可された。

十一月、第二次山県有朋内閣が発足し、山本が軍務局長から海相に就任、次官は齋藤実が拜命した。十二月二日、伊藤と外波は規定の一年間で著作を提出できず、「三十二年三月末日迄滞学」が次官齋藤によつて認可される⁽³⁵⁾。かくて野間口、伊藤、外波の学生期間延長は、比較的容易に認められたのであった。後述のごとく、教育本部が発足すると、期間延長はその強力な統制を受けることになる。

十二月二十八日、海相山本は、各学校の教育方針を示す。海大の部で選科学生について言及して、選科学生は「比較的上級ナル将校及機関官ヲシテ各其ノ志望ニ従ヒ海軍ニ必要ナル学科ヲ研究セシムル目的トスルカ故ニ、校長ハ講学者ノ冀望ニ対シ務テ便益ヲ与フルノ方針ヲ取ルヘキモノトス」といふ⁽³⁶⁾。選

科学生は「比較的上級ナル」海軍士官が入る課程と明示されたのであった。入学資格として、学識および実践双方の経験豊富な士官、とした坂本の改革案と合致している。また、この教育方針は、つとめて学生の希望にそうように「便益」を与えるとしている。学生の期間延長や部外教育機関への派遣はその「便益」供与の結果と考える。だが、後述のごとく、かかる「便益」は国際情勢の推移や海軍部内の事情から配慮されなくなる。

三十二年三月、江頭安太郎ら二名が入学する⁽³⁷⁾。江頭（海軍兵学校首席）は、「珍しい少壮傑物とせられた」。

同月、校長柴山矢八は海相山本あてに、伊藤乙次郎の著作「国際海事公法ノ訳述」と審査書とを進達する。選科学生の著作は、海大校長が教官の中から指名した「著作審査委員」によつて審査された⁽³⁸⁾。だが、伊藤の審査委員は不明である。校長柴山は審査書に付した意見において、「右訳書ハ将来海軍将校ノ坐右ノ参考書トシテ最モ恰当ナルモノニ付、更ニ可然公法学者ノ検閲ヲ経セシメタル後部内要望ノ向江頒布候ハ、大ニ裨益アルベク思考仕候ニ付テハ御閲覧ノ後ハ本校へ御下付相成候様仕度此段副申」した⁽³⁹⁾。伊藤著作の「頒布」について軍務局は、「雑誌ノ体裁ニシ印刷製本セハ一部ノ代価凡ソ一円ナレハ大丈夫。而シテ大学校ノ教科書印刷費ハ三十二年度ニ於テ三百円計（予算配

賦内ニテ支弁ノ事」とした。著作の評価は、たとえ規定期間内に著作が提出できなくとも必ずしも左右されず、「海軍将校」の教育資料として有効活用された形跡を確認できる。

同月二十八日、江頭は校長柴山に帝大「政治学科傍聴願」を提出した⁽⁴¹⁾。三十日柴山は海相山本に江頭の聴講認可を求め、即日次官斎藤が総長菊池に照会、四月六日菊池は「差支無之」と回答する。「政治学科」の科目は多岐にわたるため、具体的に何を聴講しなかったのか判然としないものの、法律系科目が多数を占めている⁽⁴²⁾。

四月十日、校長柴山は海相山本に対する上申において、「近時将校ノ員数希少ニシテ久シク多数ヲ〔外国に勉学のため〕滞留セシムルコトヲ許サザル」状況ゆえ、「回航員中俊英ナル将校ヲ選抜シテ滞欧中本務ノ許ス限りニ於テ各邦ノ視察」ができるよう訴えた。人員不足の中、「俊英ナル将校」ほどなかなか軍務から離れられない状況がみとれる。この人員不足は選科学生にも影響を与えていく。

外波内蔵吉は伊藤とともに同年三月に著作提出ができないうま、軍令部第一局員兼海大教官に異動となつていたものの、六月、校長柴山から海相山本あてに、外波の著作「軍艦用国際法案内」と審査書が進達された⁽⁴³⁾。審査委員は海大教官山屋他人(の

ち海軍大将)と同木村浩吉である⁽⁴⁴⁾。審査書によれば、同著作は、「海軍将校ノ平戦時ニ国際的ノ任務ヲ執行スルニ当リ、国際法規若クハ命令ノ精神ヲ解釈スルニ有用ノモノ」だが、「間接ノ事項ヲ省略スレバ更ニ適切ノモノトナラン。同時ニ字句ヲ修正スルノ要アリ」。木村は選科学生在籍中に国際法を研究していた⁽⁴⁵⁾。戦術教官の山屋が審査委員になっている点については、さきに触れた、海相山本より示された教育方針(三十一年十二月)中、国際法研究について、「海上国際法ヲ主トシテ海軍将校ノ研究スヘキ範囲内ニ於テ実用ニ適切ナル事項ヲ教授ス」とあるごとく、海軍戦術の視点で実用的かを判断するためと考えられる⁽⁴⁶⁾。

七月、校長柴山は海相山本あてに、木村浩吉の著作「列国軍備」と審査書を進達した⁽⁴⁷⁾。審査委員は吉松茂太郎(のち海軍大将)である。当時吉松は、海軍作戦や沿岸防衛の計画などを担当する軍令部第一局長を兼任しながら、海大教官を務めていた。同著作は、その吉松の目から、「欧州列強国ノ軍備ヲ序列スル簡明適切、大学校ノ教課書トシテ必要ノモノト」評価される。木村は規定期間内で著作を提出できなかったものの、吉松から比較的高評価を得たのであった。

三十二年八月、野間口は、陸軍砲工学校課程「終了」の

三十三年五月まで学生期間の延長が認可されていたにもかかわらず、「軍務上ノ都合ニ依リ」途中退校となり、軍務局軍事課に転属となる。人員不足の影響と考えられる。

以上述べてきた軍務局管轄期においては、学生期間の延長や著作提出の遅延、部外教育機関への派遣といった学生の希望を比較的容易に認めていた。また入学者八名中、四名の帝大派遣は、国際法などといった法律系科目聴講のためであり、明らかに坂本の指導で実施されている。坂本は選科学生の修了者像の一つとして、法律方面の専門家を企図していたと理解できる。学生たちの学術研究の成果は、外波や木村のように研究した当人が海大教官に就任することによって、また学生の著作が適材適所の人材により海軍軍務に実用的か審査の上、部内に教育資料として配布されることによって還元されていた。

しかし、次のような運用上の問題点があった。

第一は、選科学生の規定期間一年が入学した士官たちにとつて短い点である。早々に学生期間の延長あるいは著作が未提出のまま異動となっている。この問題点は、海軍兵学校首席卒業者の入学や著作の評価、著作未提出である木村の審査委員就任を考慮すると、学生の質が原因というよりも、規定期間が短いという制度上の不備といえる。あくまで一年間と規定されてい

るため、つねに学生の期間延長の希望がかなえられるとは限らなかった。

第二は、選科学生に入学する「比較的上級ナル」海軍士官ほど、腰をすえて研究する余裕がなくなりつつあった点である。野間口は事前に学生期間の延長が認可されていたにもかかわらず、人員不足の影響から研究途上で軍務に戻っている。

選科学生における学修は、如上の問題をかかえたまま、やがて教育本部が発足すると、同本部を通じ、国際情勢や海軍部内の動向から大きな影響を受けることになる。

三 教育本部発足以降の選科学生

三十三年五月、海軍当局は、諸教育機関の「制度錯雑シ尚上一貫首尾連絡セサルノ欠陥アルヲ認メシヲ以テ」、教育本部を創設し、「海軍々事教育ノ統一及其ノ進歩ヲ図ルコトセリ」。⁽⁵³⁾「教育本部ハ常ニ海軍省軍務局、鎮守府及艦隊等ト気脈ヲ通シ」、⁽⁵⁴⁾「教育訓練ニ関スル事項ヲ調査研究審議シ意見」を海相に具申できた。海大は「海軍各部教育ノ画一ニ関スル」事務を担う同本部第一部の管轄となる。かくて選科学生を含む海大教育は軍務局管轄期よりも、現場や海軍省中核の考えに基づいた強力な

統制をうける体制になった。この体制が後述のごとく、将校教育全体における選科学生の位置づけに影響を与えていくのである。同じ頃、山東省で蜂起した義和団の勢力が直隸地方にも波及し、北京を襲い始めていた。清国はこれに乘じ、日本を含む列国に宣戦布告する(北清事変。露国は、この北清事変を機会に、満州に軍隊を進め、事変鎮定後も駐留し続けた。日本では、この露国の動きを日本の安全保障上の脅威と認識し、緊張感が高まる。北清事変に伴って三十三年六月から十二月まで海大は休校となり、江頭ら学生は軍務に戻された。海軍は準戦時体制となったのである。

休校中の同年八月、校長心得坂本⁵⁵⁾は海相山本あてに、江頭の著作「国法学」と審査書を進達した。審査委員は宇都宮鼎(のち海軍主計総監)である。宇都宮は、海大教官となる以前、独国内に留学し、「理財学(経済学のこと)及行政学」を研究していた。宇都宮は江頭の「国法学」を「篇中自家ノ主張ヲ貫徹セントスルノ余リ往々ニシテ反対説ヲ叙スル其要ヲ得ザルノ嫌」がある、とした。⁵⁶⁾これに対し江頭は、坂本にあてたと思われる「江頭中佐意見」の中で反論して、反対説の叙述が精確でない点は著者の認めるところであり、その理由は巻首で述べたごとく「時日ノ短サナル為ナリ」。決して「自家ノ主張ヲ貫徹」す

るため「猛進」したのではない、としている。⁵⁷⁾江頭は、「巻首」において、「国法学」は修学目的の基礎をなすものであり、なお進んでその大成を期する目的で間々本著作を参考とする必要があるため、海相まで回覧されたのちは著作を江頭に「下付セラル、様」希望開陳⁵⁸⁾していた。「珍しい少壮傑物とせられた」江頭においても、一年間では十分な成果をあげられなかったのである。ここからも、規定期間内で著作を提出できない原因は、学生の質ではなく、規定期間の短さという制度上の不備にあるといえる。さらに、史料に乏しく明確な理由は不明だが、江頭以後から日露開戦までにかけて、帝大派遣は行われなくなる。日露関係の緊張感が高まる中であつた。

三十四年五月、教育本部長諸岡頼之は、「将校教育ノ系統」について海相山本に意見具申する。⁵⁹⁾諸岡は、「将校教育ノ系統」を、第一に「基本教育」(兵学校・練習所)、第二に「特科教育」(海大乙種学生)、第三に「高等教育」(海大甲種学生)に分類し、この三段階の教育をもつて「将校教育系統ノ大体」とした。教育本部は、各学校間の関係を秩序化し、将校教育の頂点に甲種学生を位置づける。その一方で選科学生は、「将校教育系統ノ大体」から除外され、甲種学生に対し「傍流」課程とされたのである。換言すれば、選科学生は指導者教育の課程から外さ

れたのであった。選科学生の除外理由は史料から確認できないものの、少なくともこの時点の教育本部は、教育本部発足以前からの人員不足に加え、日露関係の険悪化という時代情勢の中、海軍中枢や現場とつねに「気脈」を通じた上で、指導者教育の課程を甲種学生に一本化したのである。

同年七月、校長心得坂本は、提出が遅れていた野間口の著作「海岸要塞」および審査書を海相山本あてに進達した。⁽⁶⁴⁾同著作は審査委員山屋によって、「裨益決シテ鮮少ニアラス。唯惜ム、議論梗概ニ止マリテ深く攻撃ノ手段方法ヲ闡明セサリシコトヲ」と評される。

野間口は、陸軍砲工学校課程「終了」の三十三年五月まで学生期間延長が認められていたにもかかわらず、⁽⁶⁵⁾三十二年八月「軍務上ノ都合ニ依リ」途中退校し、軍務局軍事課に転属、⁽⁶⁶⁾その後も教育本部兼軍務局員（三十三年五月）、英国駐在拜命（三十四年六月）と、「日々職務ニ追窮セラレテ」いた。⁽⁶⁸⁾

坂本は、右進達文書中、著作の提出遅延の事情を説明するとともに、制度上の不備改善のため次のように当局に要望した。⁽⁶⁹⁾すなわち、これまでの経験によれば、規定として、選科学生においてその学生を免ぜられる際に著作を提出すべしとされているものの、実際、一年間で著作を提出するのは「頗ル困難」で

あった。私は規定の一年終了時に杜撰な著作を無理に提出させるよりも、「充分価値アル」著作を提出させた方がよいと考え、提出の督促は怠らないものの、提出遅延を「認容」してきた。かかる事情から選科学生において著作提出の遅延を「黙認」する「慣習ヲ馴致スルノ余儀ナキニ」至っている。要望として、これからは「学生ヲ免セラレテヨリ壹ケ年以内ニ著作ヲ提出スベキコトニ規定セラル、コトヲ得ハ、以上ノ遺憾ヲ補フヲ得ン歟」。

坂本は、制度上の不備を自覚しつつ、学生に「充分価値アル」著作を提出させたいため、学生期間の延長や著作提出の遅延といった学生の希望を「黙認」してきたものの、江頭や野間口の例で確認したように、国際情勢の推移や人員不足の影響から、これまでの「慣習」継続に困難を感じたゆえ、課程終了後一年以内の著作提出を規定したいと要望したのである。しかしこの要望に対し、欄外には「不可ナリ」と記される。誰の書き込みかは不明だが、右進達文書中にある押印から、教育本部と軍務局を経て、最終的に総務長官斎藤が不可を認めたと理解できる。当局は、あくまで研究期間を含め原則一年間で、選科学生の著作を出すように求めたのである。

三十五年一月、日英同盟が締結される。日英両国は、第一回

日英同盟条約の付属文書において、可能な限り、東アジアにおいて第三国の海軍よりも優勢な海軍力の保持に努めるように定めた。⁽²⁾さらに、両国において有事における軍事行動が協議され、軍事協約書が調印される。⁽³⁾第一次桂太郎内閣は、将来の対露開戦が必至としてこの同盟を望んだわけではなかったものの、満州における露国の動きが牽制されるものと期待した。⁽⁴⁾四月、露国は清国との間に満州還付条約を結び、北清事変以来、軍事占領下においてきた満州からの段階的撤兵を約束。十月八日、露国は第一期の満州撤兵を履行した。

教育本部は、かかる情勢下において、選科学生の学生期間延長に対し厳格な統制を發揮する。

三十五年十月三十一日、三十四年十月に入学し、期間満了となる八代六郎は、校長坂本⁽⁵⁾に対し、「実地ニ施スニハ未熟之感有之候」、として、一年間の延長を願ひ出た。即日、校長坂本は教育本部長松永雄樹に上申する。すなわち、海軍大佐八代六郎は去年の十月入学以来孜々として怠らず、今日に至るまで必や多少得るところもあるものの、同官のごときすでに「重大ナル責任ヲ完フスヘキ地位」にあつて、本当にその修得した技能を「実地ニ施サント欲スルニ於テハ」なお不足を感じるところがあつても不思議ではない。ほかの「青年下級将校」が「其責

任アル地位ニ立ツテ之ヲ實際ニ施サントスル日ニ達スルハ今尚ホ遠慮ノ感」を免れないものの、八代であれば、「一ト度校舎ヲ出レバ真ニ實際責任アル地位ニ立ツテ其抱負ヲ実ニスルコトヲ得ベク、其効果ノ及ボス処決シテ他ノ将校学生ノ比ニ非ルベキヲ信スルヲ以テ」、幸いにかかる「篤学ノ士」にしてしかも「統率ノ器トシテ頗ル有望ナル同官」のごときは、その志望をかなえさせれば、「本校存在ノ趣旨ヲ完フルノミナラス、延テ我海軍戦術発達上大ヒニ裨益ヲ与フルノ望」がある、とした。⁽⁶⁾これを受け、十一月四日、教育本部長松永は海相山本あてに、「本人修学延期願及大学校長意見書ノ通り」一年間の「修学延期必要ト」上申、翌五日八代は一年の延長を認可された。前述のごとく、当局は原則的に期間延長を認めない姿勢であつたものの、修了後即戦力として軍務に生かせると判断できれば、一年間の延長を認可したのである。

三十五年十二月九日、同年一月に入学し、翌三十六年一月に期間満了となる清水侯忠は校長坂本に対し、三カ月間の延長を願ひ出る。⁽⁷⁾清水は述べて、「潜水艇」について「奮発勉強研究ニ従事」しているものの、調査に必要な書籍が国内に極めて少なく、外国に注文し、注文した外書の中には今頃ようやく到着しているものもある状態ゆえ、来年一月では「尚研究半パノ事

項有之候二付、大凡明治三十六年四月末日ヲ以テ修学終了ノ時
日ト予定致度、右願出候也」。校長坂本は教育本部長松永に、「修
学期日延長願至当ト認め候条御認可相成様致度」と上申する。
だが、教育本部が願書通りの延長に反対したことにより、十二
月十三日、清水は一カ月の延長のみ認められた。潜水艇は、当
時海軍が注目して研究につとめていた兵器である。その基礎研
究をしている清水に、希望通りの期間延長を認可しなかった。
注目兵器ゆえ一カ月の延長は認められたものの、基礎研究の成果で
は八代のように即戦力として軍務に反映できないゆえ、希望通
り認めなかつたと考えられる。

以上のように、教育本部は、修了後軍務に生かせる見込みが
あれば、例外として延長を認めた。だが、注目兵器の研究とい
えども、即戦力となるかの観点から希望通りには認可していな
い。教育本部による厳格な統制下で、軍務局管轄期よりも、どれ
だけ早く研究成果が軍務に還元できるかを重視していたと指摘
できよう。その背景には、露国の第一期滿州撤兵によつて差し
迫つた日露開戦の危機がなくなつたものの、海軍部内の雰囲気
として、日英両国間において有事を想定した取決めがなされた
ごとく、遠くない将来の日露開戦に備える意識があつたと考え
る。

三十六年四月、露国は第二期滿州撤兵を履行しないのみなら
ず、清国に対し新たな撤兵条件を要求、これに清国が応じない
とみるや、滿州の兵力増強に踏み切る。翌五月、外務省、陸海
軍の日露開戦論者が東京新橋烏森の湖月樓土蔵で初会合を開
く。その中には、学生期間延長中の八代六郎の姿があつた。⁽²⁰⁾時
局切迫の中、選科学生においては三十六年十月までに全員修了
⁽²¹⁾し、十二月、海大教官やほかの課程にいた学生もその職を解か
れて軍務に就いた。⁽²²⁾翌三十七年二月、日露戦争が勃発する。

おわりに

坂本は、その改革案において、選科学生に対し、各分野を平
均的に理解させる甲種学生とは対照的に、豊かな学識と実践経
験とに裏打ちされた専門學術の研究を求める。坂本の選科設置
の意図とは、「其ノ抱負ノ才学ヲ發揮セシムルノ機会ヲ得セシ
ムルカ為」、すなわち学生に得意分野や関心事項を専門的に学
術研究させ、ひいては「海軍學術界ニ驥足ヲ伸ス」というよう
に、海軍部内における特定分野の専門家の養成であつたといえ
よう。そして選科入学の資格は、学識のみならず、甲種以上に
実践経験の豊かさを求めていた。通説とは異なり、坂本は、選

科学生を決して甲種学生に対し「傍流」課程としたのではなく、甲種学生とは対照的な指導者教育の一課程として設置したと指摘できよう。

軍務局管轄期においては、学生期間の延長や著作提出の遅延、部外教育機関への派遣といった学生の希望を教育本部の発足以降よりも容易に認めていた。また入学者八名中、四名の帝大派遣は、国際法などといった法律系科目聴講のためであり、明らかに坂本の指導で実施されている。坂本は選科学生の修了者像の一つとして、法律方面の専門家を企図していたと理解できる。そして、学生たちの学術研究の成果は、外波や木村のように研究した本人が海大教官に就任することによって、また学生の著作が適材適所の人材により海軍軍務に実用的か審査の上、部内に教育資料として配布されることによって還元されていた。しかし、教育本部の発足以降とは異なり、どれだけ早く研究成果を還元するには重点が必ずしもおかれていなかったのである。

運用上の問題点としては次の二点があった。

第一は、選科学生の規定期間一年が入学した士官たちにとつて短い点である。早々に学生期間の延長あるいは著作が未提出のまま異動となっている。この問題点は、海軍兵学校首席卒業者の入学や著作の評価、著作未提出である木村の審査委員就任

を考慮すると、学生の質が原因というよりも、規定期間が短いという制度上の不備といえる。「珍しい少壮傑物とせられた」江頭も、一年間で十分な成果をあげられなかった。

第二は、人員不足が選科学生に影響した点である。野間口は、事前に学生の期間延長が認可されていたにもかかわらず、研究途上で軍務に戻されている。

海軍は、北清事変の影響で海大を一時休校として準戦時体制となった。このとき選科在籍中の江頭は軍務に戻され、十分に研究ができていない。国際情勢の推移も選科学生に対して影響を与えたのであった。

三十三年五月に発足した教育本部は、海軍中枢と艦隊などをつねに有機的につながっており、これらの方針が将校教育を強力に統制していくことになる。教育本部は、将校教育の系統を整理し、海相山本に意見具申した。教育本部は、各学校間の関係を秩序化し、将校教育の頂点に甲種学生を位置づける。その一方で選科学生は、「将校教育系統ノ大体」から除外され、甲種学生に対し「傍流」課程とされたのである。換言すれば、選科学生は指導者教育の課程から外されたのであった。選科学生の除外理由は史料から確認できないものの、少なくともこの時点の教育本部は、教育本部発足以前からの人員不足に加え、日

露関係の陰悪化という時代情勢の中、海軍中枢や現場とつねに「気脈」を通じた上で、指導者教育の課程を甲種学生に一本化したのである。

坂本は、制度上の不備を自覚しつつ、学生に「充分価値アル」著作を提出させたいため、学生期間の延長や著作提出の遅延といった学生の希望を「黙認」してきたものの、江頭や野間口の例で確認したように、国際情勢の推移や人員不足の影響から、これまでの「慣習」継続に困難を感じたゆえ、課程終了後一年以内の著作提出を規定したいと要望した。だが、当局としてはあくまで著作を原則、研究期間を含めて一年間で提出するよう求める。しかし、八代六郎のように、学生期間延長によって即戦力として軍務に生かす見込みがある場合には希望通りの期間延長を認めていた。一方、潜水艇は注目兵器ゆえ一カ月の延長は認めたものの、基礎研究の成果では八代のように即戦力として軍務に反映できないゆえ、希望通り認めなかったと考えられる。教育本部による厳格な統制下で、軍務局管轄期よりも、どれだけ早く研究成果が還元できるかを重視していたと指摘できよう。これらの背景には、露国の第一期満州撤兵によって差し迫った日露開戦の危機がなくなったものの、海軍部内の雰囲気として、日英両国間において有事を想定した取決めのみなされ

たごとく、遠くない将来の日露開戦に備える意識があったと考える。

以上本稿の内容を踏まえると、通説「海大Ⅱ甲種学生」では不明確であった教育改革の一面として、次のことがいえるであろう。

第一は、坂本の海大教育像（＝指導者教育像）の挫折である。

坂本は、指導者教育の課程として、甲種学生だけではなく、それとは対照的な選科学生も設置した。しかし教育本部は、選科学生を指導者教育の課程から外し、甲種学生に一本化する（＝選科「傍流」化）。この選科「傍流」化は、甲種学生を頂点とした将校教育の秩序化と同時に、指導者教育の多様さ喪失を意味していたのである。

第二は、選科学生の形骸化である。坂本の選科設置の意図とは、指導者教育の課程として、学生に主体的な研究活動を経験させ、ひいては特定分野の専門家を養成することであった。しかし選科学生は、教育本部によって指導者教育課程の地位から除外される。さらに、教育本部発足以降の選科学生においては、軍務局管轄期とは異なり、教育本部の厳格な統制下で、研究成果をどれだけ早く軍務に生かせるかが重視された。およそ坂本の意図した選科学生とは別物になっていたのである。

如上の二点において、坂本の教育改革は日露戦争を前に頓挫していたといえよう。

注

- (1) 太田阿山「男爵坂本俊篤伝」(東亜協会、昭和十七年)、「海軍大学の父」は海軍大将小栗孝三郎の言(三五八頁)。
本稿の引用史料中、仮名遣いは原則原文のまま、「」は筆者によるものである。また、特段断りが無い限り、旧字を新字に改め、適宜句読点を補った。
- (2) 実松讓「海軍大学教育―戦略・戦術道場の功罪―」(光人社NF文庫、平成五年)二六九頁。篠原宏「海軍創設史―イギリス軍事顧問団の影―」(株式会社リポポルト、昭和六十一年)四〇四頁。
- (3) 北川敬三「明治期日本海軍の課題と高等教育―海軍大学の創設・改革と海軍の知的態度―」(軍事史学)第四十八巻第四号、平成二十四年。
- (4) 熊谷光久「日本軍の人的制度と問題点の研究」(国書刊行会、平成六年)。
- (5) 高橋秀典「昭和前期海軍大学校の特質」(史叢)第五十二号、平成六年)。
百瀬孝「事典 昭和戦前期の日本―制度と実態―」(吉川弘文館、平成十八年)三六四頁。
- (6) 高橋秀典「海軍大学校選科学生の概要」(『海軍史研究』平成十二年三月)。
高橋は、選科修了者の中でも兵科将校において進級と配置で傍流あつかいされたと主張している。兵科将校とは、海軍兵学校卒の士官をさす。

- また、軍学校の場合、「入学」ではなく、「入校」とする向きがあるが、この後引用していく坂本の改革案や一次史料の海軍省「公文備考」
- (7) 類においては、「入学」が使用されているため、本稿では「入学」で統一する。
防衛省防衛研究所蔵「昭和十年 第三十九回卒業式参考書」(⑦教育、学校一(海大、三十五)、「海軍大学校卒業生名簿」参照)。
この数字は新制度の施行後の入学から日露開戦前の最後の入学時点までを合計したものである。日露戦争の戦死者は、甲種・選科ともに二名であった。
- (8) さらに選科入学者一覧に、高杉春棋が明治二十七年四月に「選科学生」に入学したことになっているが、入学時期から前制度の「選科生」の誤りであるため、人数から除外した。
また、外波と伊藤のあとに太田三次郎が三十一年四月に入学とあるが、その前に太田は「選科生」として入学しており、その在校中に制度改正されている。太田が著作を提出した記録はなく、あくまで「選科生」として扱われたと思われる。よって太田も除外した。太田については、アジア歴史資料センター(以下、略 Ref:CO6091097100)明治三十年 公文備考 儀制下 検閲 教育上 巻二(防衛研究所)を参照。
- (9) 『昭和十年 第三十九回卒業式参考書』。
佐々木隆「明治人の力量」(講談社学術文庫、平成二十四年)一四六―一四七頁。岡義武「岡義武著作集―国民的独立と国家理性―」第六巻(岩波書店、平成五年)二六四頁。日清・日露戦間期における日本の政治外交に関する研究書は他にもあるものの、この二冊は適切に明治という時代を描いていると考え、参照した。
- (10) 青木栄「シーパワ―の世界七―蒸気力海軍の発達」(出版協同社、昭和五十八年)一六六―一六七頁。海軍大臣官房「海軍制度沿革」巻二(原書房、昭和四十六年)五一―五三頁。海軍教育本部「帝国海軍教育史」第七巻(原書房、昭和五十九年)、「備考文書」(以下、第七巻に

- については同じ)、二六〇—一七一頁、一八〇—一九〇頁。
- (11) 海軍大臣官房『山本権兵衛と海軍』(原書房、昭和五十年) 九十九—一〇二頁。内訓および具申の年月日は不明だが、三国干渉に関する記述があることから、二十八年五月以降は確実である。句読点は引用史料のまま。この史料はいわば二次史料に該当するが、ほかに山本権兵衛の動向を示す一次史料がないため引用した。
- (12) 太田『男爵坂本俊篤伝』、六十九頁。
坂本には、齋藤と山内にならぬ海大教官としての勤務経歴があった。海軍歴史保存会『日本海軍史』第九卷 将官履歴(上)(第一法規出版、平成七年) 二十八頁(齋藤)、二四九頁(坂本)、四四三頁(山内)、参照。
- (13) 『帝国海軍教育史』第七卷、一九一—一九二頁。
(14) 同右、八十八頁。
(15) 同右、一一六—一一八頁。
(16) 同右、一〇二頁。
(17) 同右、一一〇頁。
(18) 同右、一〇二頁。
(19) 同右、一一八頁。
(20) 同右、一一二—一二三頁、一二六頁
(21) 海軍教育本部『帝国海軍教育史』第五卷(原書房、昭和五十八年) 六四—六六一頁。
(22) 『海軍制度沿革』巻二、五一—八頁。
(23) 『帝国海軍教育史』第五卷、六六—八頁。
伊藤の席次については、秦郁彦『日本陸海軍総合事典』第二版(東京大学出版会、平成二十三年) 二八三頁参照。
この時、伊藤と外波以外にも鏑木誠も入学するはずであった。鏑木は三十年十二月に志願したが、十四日に取り消しを願ひ出ている。
- RefC06091097100 明治三十年 公文備考 儀制下 検閲 教育上 巻二(防衛研究所)を参照。
(24) RefC10126073200 明治三十年 公文雜輯卷一 官職 儀制 教育(防衛研究所)。
『書記官』とは、東京帝国大学官制によって規定された職員であり、総長の命を受け庶務会計を担当した。『官報』第四一九〇号、明治三十年六月二十二日を参照。
(25) 一又正雄『日本の国際法学を築いた人々』(日本国際問題研究所、昭和四十八年) 八十一—八十二頁。東京帝国大学『東京帝国大学』上冊(東京帝国大学、昭和七年) 一一五四頁。
(26) RefC10126073200 明治三十年 公文雜輯卷一 官職 儀制 教育(防衛研究所)。
(27) 財団法人齋藤子爵記念会『子爵齋藤実伝』第一卷(財団法人齋藤子爵記念会、昭和十六年) 八四—一頁。
(28) 『帝国海軍教育史』第五卷、六七〇頁。『昭和十年 第三十九回卒業式参考書』二十九頁。
(29) RefC06091149000 明治三十一年 公文備考 教育上 巻三(防衛研究所)。史料中、「他校」が具体的にどこを指していたのかは記されてゐない。
(30) RefC1012647970 明治三十一年 公文雜輯 巻七 人事(防衛研究所)。
(31) RefC10126413100 明治三十一年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。
(32) 同右。
(33) 『東京帝国大学』上冊、一一五〇頁、一一五三頁。
(34) RefC10126413200 明治三十一年 公文雜輯卷二 教育 演習上(防衛研究所)。
(35) RefC06091149000 明治三十一年 公文備考 教育上 巻三(防衛研

- (36) 『帝國海軍教育史』第五卷、六八九頁。
引用史料中の「將校」とは、海軍兵学校卒の士官をさし、「機関官」とは、海軍機関学校卒の士官をさす。
- (37) 同右、六九〇頁。『昭和十年 第三十九回卒業式参考書』二十九頁。
- (38) 首席の典拠は、秦『日本陸海軍総合事典』第二版、二八三頁。引用史料は、太田『男爵坂本俊篤伝』(三六一頁)より。
- (39) 『帝國海軍教育史』第五卷、六九八頁。
RefC10126686000 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。以下、選科学生在籍の学生の修了年月日は、著作と審査書とが海相に進達された年月日とする。
- (40) RefC10126686000 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。以下、選科学生在籍の学生の修了年月日は、著作と審査書とが海相に進達された年月日とする。
- (41) RefC10126686000 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。
- (42) 政治学科の科目をあげると次の通り。憲法、経済学、経済史、財政学、統計学、国法学、比較法制史、社会学、法理学、政治学、政治史、行政法、国際公法、国際私法、法制史、民法、商法、刑法。以上、『東京帝国大学』上册、一一三八頁参照。
- (43) RefC06091203300 明治三十二年 公文備考 教育三 卷四(防衛研究所)
- (44) 海軍歴史保存会『日本海軍史』第十卷、将官履歴(下)(第一法規出版、平成七年)二四五頁。
- (45) RefC10126686100 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。
- (46) 木村は、選科学生の著作が未提出であったものの、三十二年三月海大教官となっていた。『日本海軍史』第十卷、将官履歴(下)、七頁参照。
- (47) 『帝國海軍教育史』第五卷、六七〇頁。
- (48) 同右、六八七頁。引用部分は甲種学生の科目として述べられていると
- いえども、海軍将校が国際法を学ぶ意味に相違はないと考える。
- (49) 山屋はこの教官時代に、丁字戦法の原型となる円戦術をまとめている。原剛・安岡昭明『日本陸海軍事典』下、コンパクト版(新人物往来社、平成十四年)一三三頁参照。
- (50) RefC10126686200 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。
- (51) 秦『日本陸海軍総合事典』第二版、五二二頁。
RefC10126686700 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。
- (52) RefC10126686700 明治三十二年 公文雜輯卷二 教育 演習(防衛研究所)。
- (53) 海軍教育本部『帝國海軍教育史』第一卷(原書房、昭和五十八年)八十三頁。
- (54) 『海軍制度沿革』卷二、三〇一—三〇三頁。
- (55) 岡『国民的独立と国家理性』第六卷、二六六七頁。
- (56) 『帝國海軍教育史』第五卷、七四四—七四五頁。
- (57) 三十三年五月就任。
- (58) RefC06091053600 明治二十九年 公文備考 教育卷二(防衛研究所)。
- (59) RefC10126691900 明治三十三年 公文雜輯卷二 儀制二 止教育 演習一(防衛研究所)。
- (60) 同右。
RefC10126691800 明治三十三年 公文雜輯卷二 儀制二 止教育 演習一(防衛研究所)。
- (61) RefC10126691800 明治三十三年 公文雜輯卷二 儀制二 止教育 演習一(防衛研究所)。
- (62) 『帝國海軍教育史』第七卷、二三五—二三七頁。
- (63) 乙種学生とは、水雷術・砲術各練習所高等科の予科課程である。海軍将校は兵学校卒業後、各練習所普通科、海大乙種学生、各練習所高等科の順で進学した。
- (64) RefC10127669100 明治三十五年 公文雜輯卷三 儀制三 止教育(防衛研究所)。

- (65) RefC10126413200 明治三十一年 公文雑輯卷二 教育演習上(防衛研究所)。
- (66) RefC10126686700 明治三十二年 公文雑輯卷二 教育演習(防衛研究所)。
- (67) 秦「日本陸海軍総合事典」第二版、二四〇頁。
RefC10127669100 明治三十五年 公文雑輯卷三 儀制三止教育(防衛研究所)。
- (68) RefC10127669100 明治三十五年 公文雑輯卷三 儀制三止教育(防衛研究所)。
- (69) 同右。この坂本の事情説明は史料に依拠して要約した。
- (70) 三十三年四月次官から改称。
- (71) 外務省「日本外交年表並主要文書」(日本国際連合協会、昭和三十年)「文書」二〇四頁。
- (72) 防衛研究所所蔵『日英両国軍事関係書類 明治三十五年五月十四日—三十六年三月二十日』(文庫、宮崎、三十一)には、「日英同盟ノ結果ニ依リ軍事上ニ及ヒシ発端」として、「倫敦駐在日本公使館付ヨリ英国海軍省ノ当局者江日英協商ノ結果両国ニ於テ軍事上ノ協商ヲ要スル旨申出テタル由シ」とある。
- 日英軍事協約については、防衛庁防衛研究所戦史室『戦史叢書 大本営海軍部・連合艦隊(一)——開戦まで』(朝雲新聞社、昭和五十年)五十九—六十八頁、野村實『日本海軍の歴史』(吉川弘文館、平成十四年)五十六—五十八頁、参照。
- (73) 岡『国民的独立と国家理性』第六卷、二六七—二七一頁。岡義武『明治政治史』下(岩波文庫、二〇一九年)一八六頁。
- (74) 『帝国海軍教育史』第五卷、七五二頁。『昭和十年 第三十九回卒業式参考書』二十九頁。
- (75) 三十五年五月就任。
- (76) RefC06091375500 明治三十五年 公文備考卷五 教育一(防衛研究所)。
- (77) 『帝国海軍教育史』第五卷、七五四頁。『昭和十年 第三十九回卒業式参考書』二十九頁。
- (78) 参考書』二十九頁。
RefC06091375500 明治三十五年 公文備考卷五 教育一(防衛研究所)。
- (79) 防衛庁防衛研究所戦史部『戦史叢書 潜水艦史』(朝雲新聞社、昭和五十四年)二頁。
- (80) 秦「日本陸海軍総合事典」第二版、六九五頁。
RefC10127865400 C10127865600 C10127865700 C10127865800 C10127865900 C10127866000 C10127866100 C10127866200 以上は、明治三十六年 公文雑輯卷二 教育 演習 艦船一(防衛研究所)に編綴されている。
- (82) 『帝国海軍教育史』第五卷、七七二頁。